

(工学部内規程第38号)

## 鳥取大学工学部転学部取扱規程

第1条 鳥取大学学則（平成16年鳥取大学規則第55号）第41条の規定に基づき、鳥取大学工学部（以下「本学部」という。）における転学部の取扱いは、この規程の定めるところによる。

第2条 転学部の志願受付は、年1回とする。

2 転学部を志願する本学部学生は、各年度の11月20日（20日が休日に当たるときは、その翌日）までに転学部願（別紙様式）を学部長に願い出るものとする。

3 学部長は、前項の願い出に基づき、関係学部長に協議するものとする。

4 本学部にて転学部を志願する他学部の学生は、所属学部の学部長を通じ、各年度の12月20日（20日が休日に当たるときは、その翌日）までに学部長に願い出るものとする。

第3条 転学部受入れの条件は、次に掲げるいずれの要件も満たし、かつ、本学部が行う試験に合格した場合とする。

一 志願する学科に収容力があること。

二 志願学生の入学試験の成績が、原則として転入希望学科の入学生の最低得点（志願学生の大学入試センター試験の素点を元に、転入希望学科の傾斜配点により換算した点数の比較による。）以上であること。

第4条 学部長は、前条各号に掲げる要件を満たし、かつ、本学部が行う試験に合格したとき、教授会の議を経て学長に受入れの許可申請をするものとする。

附 則

この規程は、平成16年12月20日から施行する。

別紙様式

# 転学部願

平成 年 月 日

工 学 部 長 殿

入学年度  
学 科  
学生番号  
氏 名

1. 希望学部・学科名
2. 転学部を希望する理由（詳細に）

学 科 長 印

学 級 教 員 印